

**消費者団体訴訟制度の本国会での実現を期待します。
～消費者契約法改正案の国会上程を受けて～**

2006年3月3日
特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 品川 尚志

<消費者団体訴訟制度は本国会で実現を>

本日閣議決定され、衆議院に上程された消費者契約法改正案は、わが国ではじめての消費者団体訴訟制度の導入をその内容としています。同制度は、消費者被害の拡大防止・未然防止のために、被害当事者ではない消費者団体に、消費者契約法に抵触すると考えられる約款・勧誘行為の差止請求権を認める画期的な制度です。

制度検討をすすめてこられた関係各位に感謝申し上げるとともに、多くの消費者被害が発生している現状の改善に資するため、同制度の今国会での実現を強く期待するものです。

なお、同制度はわが国において初めて導入されるものであり、まず制度の運用を開始し、その実態をふまえて、必要に応じ早期に改善をはかっていくことが肝要であると考えます。

<今後の国会審議への要望>

今後の国会審議においては、同制度についてより実効性のある運営が可能となるよう、以下の点について審議を深めていただきたいと考えます。

○法案では、ある適格消費者団体による確定判決等が存する場合に、他の適格消費者団体は、同一事業者を対象とした同一内容の請求は出来ない旨定められています。この規定は、民事訴訟法の原則から逸脱しており問題です。一方、口頭弁論終結後に生じた事由に基づいて差止請求を行うことは妨げないとされています。

国会審議において、差止請求を妨げない場合の「口頭弁論終結後に生じた事由」が、どのようなものまで含み得るのかなど議論を深めていただきたいと考えます。

○差止請求関係業務に関して知りえた秘密を漏らした場合、罰金に処する旨の規定があります。「差止請求関係業務に関して知りえた秘密」の内容が法文では明確ではありません。適格消費者団体の業務において、不必要な萎縮効果が働かないよう、どのようなものが想定されているのか審議の中で明らかにしていただきたいと考えます。

○制度の実効性確保のためには、適格消費者団体の財政基盤の充実が欠かせない課題です。消費者団体自身の努力を前提としつつも、公的支援等の何らかの方策について、国会審議において深められることを要望します。

○国民生活センターや自治体の消費者センターの有する消費者相談情報の提供も、制度の実効性確保に欠かせません。本法案の規定をふまえ、適格消費者団体が活用しやすい仕組みが実現するよう審議をお願いします。

○本制度制定後の次の課題として、独占禁止法・景品表示法・特定商取引法などへの消費者団体訴訟制度の導入や、消費者団体訴訟制度に損害賠償請求権を加えることが考えられます。今後の検討に道筋がつくような国会審議を期待いたします。

以上